

C4:事業者がやってよいこと 悪いことを考えよう

(社)日本インターネットプロバイダー協会
副会長 立石 聡明

1) 『通信の秘密』と『セキュリティ』 の法律講座

- **講演者:** 壇 俊光/日本弁護士連合会コンピュータ委員会委員 同消費者問題対策委員会幹事
- **内容:** インターネットの出現によって、通信インフラは飛躍的に発展を遂げました。この講座では、現行法と裁判例を元に、通信法規の現状をやさしく解説し、将来への議論への足がかりとなることを目指しています。

1) 法律講座 ~ 内容 ~

- 通信の秘密、個人情報
- プロバイダ責任制限法
 - ・損害賠償の制限
 - cf. 著作権(間接侵害)
 - ・裁判所もよくわかっていないのではないか。
- 不真正不作為犯
 - ・何もしていないことが犯罪になること
 - ・児童ポルノだけではない…
- メールの問題
 - ・法律と技術の両輪が必要 Cf. OP25B

2) 大量通信対策フォーラム ~ 事業者がどこまでやれるのか? ~

- 講演者:
甲田 博正
NTTコミュニケーションズ株式会社 ネットワーク事業部
統合カスタマサービス部 担当部長
木村 孝
ニフティ株式会社 経営補佐室 担当部長/社団法人日
本インターネットプロバイダー協会 行政法律部会副部
会長
扇 慎太郎
総務省 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行
政課
- 内容: 「spam対策」と「OP25B」及びその経緯の説明、迷惑メール対策法の現状をケーススタディします。また、Winnyとその現状についても取り上げます。

2) 大量通信対策フォーラム 1

- 「通信の秘密」って、そもそもなんだ??
 - JAIPA 行政法律部会長
甲田 博正
- 「電話」時代の「通信の秘密」から
「インターネット」時代の「通信の秘密」へ

2) 大量通信対策フォーラム 2

- 「電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン(第1版)」について
 - ニフティ株式会社 経営補佐室
木村 孝
- 「通信の秘密」を侵害しても違法とならないためには

2) 大量通信対策フォーラム 3

- 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」 中間とりまとめ案の概要
 - 総務省 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
扇 慎太郎
- 総務省で行われている同研究会の中間とりまとめ案について解説

2) 大量通信対策フォーラム

- パネル
- 具体的なオペレーションに質問が集中
 - 本人の同意とは
 - どこまでやればいい？
 - 正当業務行為の範囲
 - オプトイン&オプトアウト
 - 迷惑メール対策のBLについて
 - 手段の相当性
 - フィッシングへの効果

3) ドメイン名と商標権 他国からの脅威

- **講演者:** 橋 弘一 / GMOインターネット株式会社 取締役グループ法務戦略室長
- **内容:** 一般ユーザの取得したドメイン名 (特に取り扱いの難しいgTLD) に対して海外からのクレームがつくという問題が起きています。こうした問題に関連した周辺ルールの解説等を行います。

3) ドメイン名と商標権 ~ 内容 ~

- 統計の話
- ドメイン名紛争処理のフレームワーク
- 海外からの脅威
- 事業者がすべきこと
 - 紛争処理体系のフレームワークの中に入れること
 - ICANN契約の遵守
 - 企業倫理の確立
 - 事例研究と啓蒙活動
- 事業者がしてはならないこと
 - 紛争に介入 UDRP

4) 著作権侵害等と事業者の対応

- **講演者:**
中川達也/弁護士(染井・前田・中川法律事務所)
土井 猛/株式会社ぷららネットワークス ネットワーク管理部
- **内容:** 著作権侵害等を理由に対応を求められた場合、事業者はどのように対応すべきでしょうか。プロバイダ責任制限法や近時の裁判例を踏まえながら、具体的な対応を検討します。

4) 著作権侵害等と事業者の対応 その1

- 著作権侵害等と事業者の対応
 - 染井・前田・中川法律事務所
 - 弁護士 中川 達也
- 著作権とは
- プロバイダ責任制限法
 - 損害賠償の制限
 - 発信者情報の開示

4) 著作権侵害等と事業者の対応 その2

- 著作権侵害等と極小IDCプリセールスの対応
 - 株式会社ぷららネットワークス
 - 土井 猛
- 自分の体験から事例紹介
- ユーザ(BtoBtoC)が著作権侵害を起こしていた
- 著作権侵害なサービスを立ち上げられてしまう
- 冷静に顧客の話を聞き続けると本当に顧客のためになる
- 営業が何かが徐々に見えてくることもある

4) 著作権侵害等と事業者の対応 パネル

- 営業の立場と弁護士の立場
- 実際には対応に苦慮する場面がもっとあるだろう
- 肖像権について
 - ・裁判例・・・銀座を歩いている女性の写真(アップ)をあげて問題に
 - ・ファッション関係の財団法人が肖像権違反
 - ・もちろん悪意があるわけではなかった
- 対処の方法と範囲
 - ・必ずしも削除していいわけではない
 - ・バックアップ等を取っておく必要はあるかもしれない
 - ・規約によってはサービス全体を停止することも可能である

5) 違法・有害情報対策 その1

- **講演者:** 吉川 誠司
インターネット・ホットラインセンター 副センター長
- **内容:** 違法情報と有害情報への基本的な考え方とプロバイダ等の対応状況に加え、今までの事例をわかりやすく紹介します。
 - センターに寄せられた違法・有害情報の現状について
 - 情報の統計的数字
 - 処理状況
 - 具体的な処理過程(書類等)
 - 対応しない事業者の例(少なくはない)
 - ホットラインセンターからのメールは中身を見ずに捨てる
 - 送信防止措置 どの程度までやっても良いか(状況によるが)
 - 削除してもいい場合(児童ポルノなどはOK)
 - BtoBtoC等の場合は対応は複雑(早すぎるISP側の措置)

5) 違法・有害情報対策 その2

- **講演者:** 鎌田 敬介/有限責任中間法人JPCERTコーディネーションセンター 早期警戒グループマネージャ
- **内容:** JPCERT/CC が行っている、フィッシングやマルウェアの対応依頼のコーディネーション事例をオペレーション目線でご紹介します。
 - 国際連携
 - 各国のISPに直接連絡しても相手にされないことがよくある
 - 言語や表現、文化、法律の壁を乗り越えよう!
 - フィッシングとマルウェア
 - それぞれの統計資料と状況
 - サーバ管理者に対する注意喚起
 - 最低限公開されている脆弱性への対策を!
 - テストサーバも含めて放置しないように